

中小企業新事業活動促進法の概要

1. 使い易さ・分かり易さを追求し、創業・経営革新等に関する従来からの施策を整理・統合。
2. 新たな動きである新連携に対する支援を追加し、施策体系全体を骨太化。 → **経済活性化 地域再生**

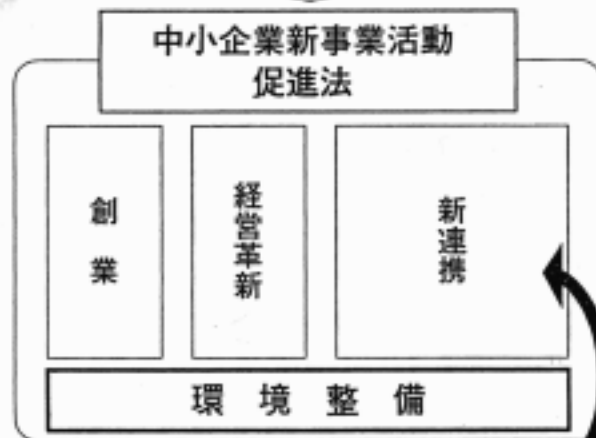
我が国経済社会を巡る 劇的構造変化

1. グローバリゼーションの進展と市場競争の激化
2. 先端分野における目覚ましい技術革新
3. 少子高齢化と人口減少
4. 環境・医療・福祉分野など社会的要請の多様化と需要の増大

市場環境に応じた 柔軟な連携が必要

1. ビジネス時間軸の短縮化とスピード営業の必要性
2. 非系列化と「機能発注」の増大
3. 技術・ノウハウの掘り合わせによる高付加価値の実現・多様な需要への対応
4. 自らの「強み」「得意分野」への特化
5. 投資におけるリスク最小化

中小企業者が他者と連携
↓
相互に経営資源を補完
高い付加価値を実現
↓
「新連携」を支援



新連携支援地域戦略会議

- 地元関係者、政府系金融機関、民間金融機関、技術専門家、マーケティング専門家等により構成。
- 「新連携」プロジェクトを磨き上げ、連携支援者が当該事業にコミット。
- 事業化まで専門家がフォローアップ。

既存予算の整理・重点化

- (1) 新法関連
 - 創業・経営革新支援
 - 新連携支援
 - ・新連携対策補助金
 - ・新連携支援地域戦略会議
 - 地域プラットフォーム支援
- (2) その他
 - ・スタートアップ支援事業
 - ・販路開拓支援、経営指導事業

中小企業金融等の円滑化・充実

- (1) 政府系金融機関による担保・保証人に依存しない融資の推進
- (2) 創業・経営革新・新連携への資金供給の円滑化【政府系金融機関・信用保証協会】
 - 創業：創業向け融資・保証
 - 経営革新：計画承認事業者への融資・保証
 - 新連携：新連携対応融資・保証制度の創設
- (3) 中小機構による高度化融資
- (4) 投資育成株式会社法の特例

関連税制の整備・拡充等

- (1) 創業
 - 設備投資減税（7%税額控除、30%特別償却）
 - エンジェル税制
 - 留保金課税の特例措置
- (2) 経営革新
 - 設備投資減税の拡充（7%税額控除、30%特別償却、生産額等減少要件の撤廃等）
 - 留保金課税の特例措置の創設
- (3) 新連携
 - 設備投資減税の新設（7%税額控除、30%特別償却）
- (4) 環境整備
 - 事業所税の特例措置等